裁判員経験者意見交換会議事録

- 1 日時 平成29年10月25日(水)午後3時から午後5時まで
- 2 場所 宇都宮地方裁判所裁判員候補者待機室
- 3 参加者

主催者 岩 井 伸 晃 (宇都宮地方裁判所長)

司会者 二 宮 信 吾 (宇都宮地方裁判所刑事部部総括判事)

裁判官 佐 藤 基(宇都宮地方裁判所刑事部判事)

検察官 髙 橋 紀 子(宇都宮地方検察庁検事)

弁護士 浅 木 一 希 (栃木県弁護士会所属)

裁判員経験者

- 1番 女性(平成28年9月に銃砲刀剣類所持等取締法違反等被告事件に 関与)
- 2番 男性(平成28年9月に銃砲刀剣類所持等取締法違反等被告事件に 関与)
 - 3番 男性(平成28年10月に危険運転致死等被告事件に関与)
 - 4番 男性(平成28年12月に強盗致傷等被告事件に関与)
 - 5番 男性(平成28年12月に強盗致傷等被告事件に関与)
 - 6番 男性(平成29年3月に殺人被告事件に関与)
 - 7番 男性(平成29年3月に殺人被告事件に関与)
 - 8番 男性(平成29年6月に殺人被告事件に関与)

4 議事要旨

別紙記載のとおり

以 上

(別紙)

司会者

では,裁判員経験者意見交換会を始めたいと思います。まず始めに,宇都宮地方 裁判所の岩井所長から御挨拶を申し上げます。

主催者

裁判員経験者の意見交換会を開催するに当たりまして、所長として一言御挨拶を 申し上げます。

本日は大変お忙しい中, 意見交換会に御参加いただきまして, 誠にありがとうございます。また, 皆様方におかれましては, 昨年の7月から本年の6月までの間に実施された裁判員裁判におきまして裁判員として御参加いただき, 多大な御尽力と御協力を賜り, 誠にありがとうございました。

裁判員裁判は平成21年5月にスタートし、今年の5月で丸8年が経ち、既に9年目に入っております。この間、当庁におきましても181名の被告人が裁判員裁判の対象として起訴され、本年9月末の時点で174名の被告人に対して裁判が行われました。また、裁判員、補充裁判員として1334名の方が選ばれております。

このように本日御出席いただいた皆様方をはじめとする県民の皆様の多大な御尽力と御協力のおかげで、当方におきましてもおおむね順調に裁判を進めることができているものと思っております。他方で、先日新聞などで報道されているように裁判員候補者の辞退率の上昇、出席率の低下など、幾つかの課題も指摘されているところでございます。

本日このような意見交換会を開催させていただきましたのは、実際に裁判員裁判に参加された皆様の御意見を伺って、国民の方々にお伝えし、広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるような環境を整備するとともに、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただき、制度をより良いものにしていきたいという趣旨によるものでございます。今回、御出席いただきました皆様方からそのような会の趣旨を踏まえ、是非とも忌憚のない貴重な御意見をお聞かせいただきたいと存じてお

ります。本日はどうかよろしくお願いいたします。

司会者

意見交換会を進めてまいりたいと思います。改めまして、本日司会を担当いたします刑事部の部総括判事の二宮と申します。どうかよろしくお願いいたします。

会の趣旨につきましては、今、所長から説明したとおりですが、皆様方には率直な意見を、要するに改善しなければいけないところを見出すというところも趣旨になりますので、忌憚のない御意見を承りたいと思っております。

では、進め方ですけれども、最初に法曹三者から3名出席者が来ておりますので、 その方々から自己紹介を簡単にいただいた後に経験者の皆様方が担当された事件を 紹介しまして、その後、それぞれ簡単な感想のようなものを最初に一言ずつお話し いただこうと思っております。その後、手続の流れに沿って意見交換会を行って、 最後にマスコミの方からの質問という順番にしたいと思っております。では、法曹 三者から簡単な自己紹介をお願いいたします。

まず, 佐藤裁判官, お願いします。

裁判官

佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年の4月から裁判員裁判の裁判長を初めてやらせていただいて、まだ短いのですけれども、いろいろと試行錯誤しながら運営しています。今日は皆様の率直な御意見を伺いながら今後の運営に生かしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

髙橋検事、お願いします。

検察官

宇都宮地方検察庁で公判担当を務めております検事の髙橋と申します。よろしく お願いいたします。

公判担当は2人しかいませんで、この二人のどちらかが全ての裁判員裁判事件に

ついては一緒に裁判に立つということになっておりますので,今日は皆様方の貴重 な御意見を拝聴したいと思っております。よろしくお願いいたします。

司会者

浅木弁護士,お願いいたします。

弁護士

栃木県弁護士会から参りました弁護士の浅木と申します。よろしくお願いいたします。

本来であれば、皆様が経験した裁判を担当した弁護士が来るべきところでありますが、ちょっと都合がつかないということで、私の方で代わりに参りました。皆様の御意見をいただきましたら、会及び担当者の方に還元するようにいたしますので、本日は貴重な御意見をよろしくお願いいたします。

司会者

続きまして、経験者の皆様方が担当された事件をこちらで紹介しながら、それぞれの方の簡単な感想、印象などを述べていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、1番さん、2番さんが担当された事件です。これは拳銃発砲、そして建造物損壊ということで、被告人が走行中の車内から居宅兼暴力団事務所に向けて拳銃を発砲して、そしてこの建物と隣接する居宅、別の建物の壁を損壊したという事件になっております。これは自白事件ということでありました。

では、1番さんから感想などをお願いいたします。

1番

裁判所の感想は、建物そのものもそうなんですけれど、何か迷路に迷い込んだような感じがして、テレビの中に本当に入ったような、本当に現実から離れてしまって、暴力団の関係の事件だったんですけれど、暴力団ってどういう人というと、本当に普通の人が暴力団なんだなということに改めてびっくりして、もしかしたら隣に住んでいる人がそうかと思うと日々慎重に生きていかなくてはいけないなと思っ

ていました。

司会者

2番さん、お願いいたします。

2番

一言で言うと、ちょうど裁判員になった比率が私たちの事件は男性の比率より女性の比率が高くて、非常に男性側から見た見方と女性側から見た見方の犯罪に対する観点ですかね、そういうところが非常に参考になったのかなというところと、また職場とは違う職種の方が数多く参加しておられて、特に先ほど1番さんが言ったように非常に反社会的なところの人達の裁判だったんで、傍聴席にも非常に威圧感のある人達がずらっと並ばれていて、私たちが普段会話する人達とは違うんで、非常に緊張と、あと質問するのにも言葉一つ一つを選ばなくちゃならなくて、非常に大変だったのかなと。ただし、女性とかの方が現実的なのかなと。逆に男性はどちらかというともう決まり事のような形で言ってしまっているところが若干私も含めてあったので…。やはり先ほど1番さんが言われるようにごく一般の中でそういうことが行われ、発砲されたというのは非常に危機感があって、非常に拳銃という部分ではすごく恐ろしい事件だったのかなということを痛感させられた裁判で、私自身は為になったのかなと思います。

司会者

続いて3番さんの担当された事件は危険運転致死、そして無免許運転ということで、無免許運転なんですけれども、飲酒による影響により正常な運転ができない状態での無免許運転ということでした。その運転中に走行中の原動機付自転車に追突させて、その運転者を転倒させて、その結果別の後続の車がその運転者の方を轢いて亡くなったという、そういう事件でありました。この事件では、飲酒による影響により正常な運転ができない状態だったかどうかというのがまさに争われたという非常に難しい事件だったかなと思っております。

では、3番さん、よろしくお願いいたします。

3番

今回の事件に関しては、飲んだ量が通常では考えられないようなアルコール分が 検出されたということで、被告人本人も事故を起こして、記憶にない、覚えていな いというか、記憶喪失的な部分が出てしまいましたので、その辺を立証していくの がなかなか難しい事件で、みんなで頭を痛めてあれやこれやと意見を交わして、裁 判長のもとで一生懸命みんなで出し合って何とか最終までたどり着くことができま した。

やっぱりこの裁判員裁判というのはそこに本質の意味があるんじゃないかと思って、裁判所の方はそれが本職ですから、大体検察側と協力し合って事件の内容を解明していけば大体たどり着くとは思うんですけれど、今回我々素人がそういうふうに集まって裁判官の方と一緒に知恵を出し合って、やっぱり一人一人考え方がみんな違います。彼女が言っている意見もやっぱりいいこと言っているな、彼の言っている意見もいいこと言っているなと、やっぱりかなり勉強になりましたし、やっぱり全員が力を合わせて一つの事件を解決の方向に持っていくというのが裁判員裁判の狙いではないかと思います。

その辺の持って行き方、私は今回初めて裁判長のもとで一緒にやりましたけど、 やっぱり裁判長、そして裁判官の方々の雰囲気作り、これが非常に上手だと思いま して、やっぱり一人一人の意見を引き出す力、これが他の件でもこういうふうなや り方でやっているのかというのは、私は出たことがないので、それはわかりません けど、私が体験した今回の事件では本当に裁判所の方の意見の抽出の仕方、これが 本当に上手にできて、みんな和気あいあいとできたなと思って、それが私の収穫で した。あと、今後これから内容の中でお話ししたいことあるので、この辺で一応終 わりにしておきます。

司会者

続いて、4番さん、5番さんの担当された事件です。

これは三つの事件がございまして、一つ目がアパートの階段の踊り場で包丁を被

害者の首付近に突きつけてバッグなどを奪ったという強盗,二つ目が路上で同じように包丁を突きつけて携帯電話などを奪ったけれども,そのときに被害者の方に怪我を負わせたという強盗致傷,三つ目が路上でのいわゆるひったくり,窃盗事件というこの三つの事件があったということになります。こちらの事件も自白事件ということでございました。

では, 感想をお願いいたします。

4番

ちょっと私、裁判員をやりたくて結構待っていたところもあって、やらせてもらったんですけれども、今回の犯人も大分自分の身の回りにいないような人でしたので、その人達を裁くのはとても難しかったなという感想と、あとは裁判員をやったことによって社会人として仕事している以上に何か一段上がったんじゃないかなというふうなイメージを持っております。

司会者

続けて、5番さん、お願いいたします。

5番

去年の11月でしたか、12月でしたか、ちょうどこの部屋に集まったときはまさか自分が抽選で選ばれると思っていなかったんで、今の4番さん同様、興味本位というんですかね、そういうのは自分の中でも結構あったんで、正直、抽選で選ばれたときはやったかなと思ったんですが、いざ家へ帰ってみると、法律用語もわからない自分みたいな者が裁判員としてどこまでやれるのか、強盗、強盗致傷って何が違うのかということを問いただしてみて、とても不安な気持ちで来たんですけれども、非常にリラックスしてできる雰囲気を作っていただきましたし、ただ唯一やっぱり法廷というところは一回も足を踏み入れたところではなかったもんですから、そこは5日間やった中でも最後まで緊張感はとれませんでした。

司会者

続いて、6番さん、7番さんの事件を説明させていただきます。

これはお子さんの病気について両親から相談されて、その薬は毒だというようなことを告げて、その両親に薬を投与させないように被告人が指示をしたと、この指示に両親が従った結果、お子さんが亡くなったという、そういう事件でありました。これについては殺人ということで起訴されたんですけれども、それについて否認をしていると、単に助言をしただけだというようなことで、殺人には当たらないというようなことで争われた事件ということになります。

では, 6番さん, お願いします。

6番

公判期間14日間ということで、土日、祝日挟んで約3週間ぐらいの長丁場でした。その間大変なこともあったりとか、どう考えたらいいんだろうと途方に暮れたりとか、そういうこともありましたし、ストレスを感じたりすることもありましたけれども、裁判長をはじめ3人の裁判官の方が上手にフォローしてくださって、わからない法律用語などもたくさん出てきたんですけれども、そのたびにわかりやすく解説していただいて、一つ一つ話を進めることができて、納得のいく評議ができたかなと思います。大変でしたけども、最終的にはやってよかったかなという気持ちです。

司会者

7番さん、お願いいたします。

7番

ちょっと時間が経っているんですけれど、最初起訴状を読んだときにその事件はおよそちょっと理解できない部分がたくさんあって、読んでいるうちに薄暗がりになっている部分がたくさんあったんです。何でこんなことになっているんだろうなと、普通はこんなふうにならないのになというところがあるわけですけれど、6番さんが言ったように3週間という長丁場で、それがどうしてこういうふうになっていったのかというのが一つ一つ解明されていったりとか、そういうことが非常に多かったんです。

先ほども言われましたけど、やっぱり自分の中で葛藤とか理解できないことを理解したりとか、いろいろストレスもあったりとかして、1番さんが言ったように映画の中の視点というんですかね、自分が主人公で物語を解いているような、そんなイメージで最後の最後にたどり着いたという感じが今でもしています。

なおさらちょっと現実感がないのは、一応3週間もいた裁判員の仲間が全員誰も名前も知らない、3週間後終わったらもう二度と会うこともないだろうという、そういう視点があって、余計非日常的な印象が非常に強かったんですけれど、非常に珍しい経験をさせていただいたなと思って、なおかつ裁判のやり方とかそういったもの、ああ、こういうふうな形になっているんだとか、そういうところでは非常にわかったというか、勉強になった部分はたくさんあった出来事だと思います。

司会者

最後に、8番さんですが、担当された事件は母親を包丁で殺害したという事件でありました。弁護人、被告人側の方は、お母さんが殺害されることを望んでいるというふうに被告人が思い込んでいたということで、殺人ではなくて嘱託殺人あるいは承諾殺人というものが成立するというふうに主張していた事件でありました。では、8番さん、お願いいたします。

8番

私は、4番さんと違って、最初に書類が届いたときには義務だから、やろうかというような簡単な気持ちで来ました。この会場に集められたときにも20人弱ぐらいいたんですけれども、その中から6名だから、当たらないだろうと。そして抽選になって、最初は、まあいいやという気持ちだったんです。それが始まってみると、何にもわかんないわけなんですけれども、中身をいろいろ聞いて自分なりに理解していこうとしたときに、自分の気持ち的に、要するに自分の発言したことが被告人の一生を左右するということが直感的にいいのかなということを一番疑問に思いましたし、わかんないなりにも真剣に取り組まなくちゃならないんだなという自分自身の心の変わり方というのが大きく自分でも見えてきて、進めていく中でわかんな

いところは自分なりに聞いて、6人いますし、その中でも考え方がいろいろですけれども、それをまとめていくということ自体もまた大変だなというのが第一印象でした。

簡単に言いますとそんな感じで、自分の考え方が変わったというのが一番ですし、やっていた中で一番自分でインパクトがあったというのは、人の人生を左右してしまう、いいか悪いかを抜きにしても、その人が罪を犯したんだから、しょうがないでしょうと言われればそれまでなんですけれど、殺人の中でもピンキリで、本当に軽い殺人もあれば本当に死刑までいく重い殺人もあるんだなということも自覚しましたし、いざ自分が裁判員をやったときに、じゃ自分が担当しているものがどこに値するのかというものも疑問に思いましたし、私が担当したのも自首していますし、それで刑がこれくらいが妥当だろうと思ったときに、今度刑をどれくらい下げていくかということでまた悩みまして、うちの場合は本人も殺人を犯したということは認めていることですし、無罪を主張しているわけじゃないし、そんな難しい問題ではないような気も最初はしたんです。でも、罪を自分で認めているからといっても、それに対しての刑をどれくらいにするかということでもやっぱりメンバーの中でも随分考えました。その中で最終的にはまとまったんですけれども、それはそれで私としてはいい経験をしたなと思っています。

やっぱりこういう場というものは与えられないとなかなかできないということで、 いろいろ事情があると思うんですけれど、極力参加するようにというような自分自 身の考えも変わってきたなと思っています。

司会者

ありがとうございます。

続いて、手続の流れに従って少しお話を具体的に聞いていきたいと思います。まず、最初の手続としては、人定質問から起訴状朗読と始まりまして、その後最初に検察官の主張とか弁護人の主張というのをお聞きするという冒頭手続というものがございました。そこでの検察官、弁護人が話した内容について何か感想とか気にな

った点とかというものがございましたらお伺いしたいと思っております。

まず、1番さん、2番さん、それから4番さん、5番さんもそうですけれど、自 白事件というくくりで言いますと量刑が主に問題になると、事実の争いはそんなに ないというところでしたけれども、そういう事件を担当されたところで、どんな印 象をお持ちになったかというところでお伺いできればと思いますが。

1番

検察官に対してはわかりやすかったです。ただ、被告人に対してはよくわからな かったです。

司会者

2番さん,冒頭陳述のところに関してはどうでしょうか。

2番

まず、ここにいる他の裁判員の人とはちょっと違う世界にいる、反社会的な組織の中の人達だったんで、だからといって人と見た場合に、検察側の人もそうですし、弁護士さんもそうですが、反社会的な人だから、それでいいんだというような、簡単に言えば略式的な感じで淡々と話しているだけなのかなというイメージが強くて、本当にこれで裁判する気があるのかな、実際に検察側は量刑何年と言いますけど、じゃその何年という裏付けというのは、事実のことしかわからなくて、そこら辺がよくきちんと話してもらえなかったのと、弁護士側は、先ほど言ったように反社会的な人なんで、あまり弁護をする気がないのかなと…。そこら辺がちょっと残念なのかな。本来いくら反社会的なところにいた人としても、人は人なんで、法の中ではみんな平等だと思いますし、そこら辺をもう少し弁護していただければもっと我々も裁判員として考えるところはあったのかな。逆にそういうところが検察側も弁護側もほぼ私が捉えた冒頭の心情から見ると逆にわかりづらかったというのが私の感想です。

司会者

4番さんは、冒頭陳述のところで何か気になったところとか、役に立ったところ

とかございますか。

4番

最初に資料をもらって、これに沿った形で物語を読むような形で、そんな捉え方をして聞いていたんですけれども、それで入ってきたのと、あとは弁護士さんもそれぞれあるかと思うんですが、弁護士さんは資料はなかったイメージがあったので、資料を提示していただくと、一番最初に裁判員になって、緊張している中で話を聞かなくちゃいけないので、そういう資料みたいなものを、概要版じゃないですけれども、そういうものがあった方が裁判員の最初の取っかかりとしてはよかったのかなと私は感じています。

司会者

ちょっと言葉だけではなくて何かそういう紙が欲しかったというところでしょうか。

4番

ええ,紙が欲しかったです。

司会者

5番さんはいかがでしょうか。

5番

僕の場合は、冒頭陳述でこれからいきなり入るからって言われたときは何のことかと思ったんですが、話を聞いていれば大丈夫だよと言っていただいていたにもかかわらず、普段とは違う角度というんですかね、後ろからぽんと入ったときに目の前の景色が全然違ったもんですから、その時点でちょっと緊張がピークに達してしまって、正直、冒頭陳述はよく覚えていません。

司会者

あと争いのある事件というところで、最初の冒頭陳述のところで、検察官、弁護 人がいろいろと話したことも多かったのかなと思う事件で、3番さんから何か感想 とかありますか。

3番

私は個人的には特に疑問に思ったことは正直なところなかったんですけれど、法 廷に入る前に裁判長から冒頭陳述について説明を受けてから皆さん法廷に入られた んで、それほど変な気持ちもなかったし、大体受け入れることはできました。

司会者

特に内容とか頭に入ってきましたでしょうか。さっきの4番さんのように頭が緊 張でとかということはありませんでしたでしょうか。

3番

私たちのグループは若年層から上まで、あと男女の比率もちょうどバランス的に とれていて、初めて会った人とは思えないような雰囲気の中で進めてもらったもん ですから、緊張というのはそんなになく入れたと思います。

司会者

6番,7番さんは、ちょっと長期間にわたった難しい事件ということで、最初のところでの情報量もすごかったんではないのかなと思うんですけれど、冒頭陳述のところで検察官、弁護人の言っていることがうまく頭に入ったのかとか、入らなかったのかとか、こんなふうにしてもらえたらよかったとかありましたら。

6番

僕と7番さんが担当した事件は、初日の開廷した後5分経たないうちに被告人が しゃべり出して、裁判長が止めているにもかかわらず、不規則な発言を繰り返して、 退廷されて、僕はその中でぽかんとしている中で進んでしまったんですけれども、 これが普通なのかなと、他の何も知らないんで、こういうもんなのかなという感じ の印象でした。そんな中で検察の方の話はわかりやすかったんですけれど、弁護士 の方が負け戦に向かうような感じで、ちょっと気の毒だった印象があります。

司会者

7番さんはどんな感想をお持ちでしょうか。

7番

さっき映画を見ていたような気分だったというふうな話をしましたけど、冒頭から大体20分ぐらい経って、そろそろ事件も起こるころだなみたいな、登場人物の紹介が終わって、そろそろ何か殺人事件が始まるみたいな、そんな衝撃的な感じだったんです。いきなり退廷を命じますというふうにして、不規則な発言で大騒ぎして…。それで、被告人は退廷ですから…。

ここで一つ事件の全容というか、一番大きな暗がりというのはそれで解消された、一つ一つ暗がりが無くなっていったという感じがするんですけれど、逆にああいう被告人だったもんですから、証拠にしようとする資料の数とか、いろいろ言動とかが非常に多くて、それをまとめなきゃいけないというのがこちらの検察官の方でも、弁護人の方でも大変だったろうなという、むしろ同情したいぐらいの気持ちがあったというか、そんな感じでした。

司会者

冒頭陳述のときに裁判員としてもそういうこれからこんな大変なことになるんだ という心構えができたみたいな感じでしょうか。

7番

そこで一発食らった感じで…。

司会者

8番さんの事件に移りますけど、これは刺したことは争いないけれども、何で刺したのかみたいなところがちょっと問題になっていたという事件になりますけれども、冒頭陳述を聞いた印象として、例えば検察官の方はわかりやすい、わかりにくいとか、弁護人の方はどうだったかという何か覚えていることがありましたらお願いします。

8番

最初は、多少雰囲気的にのまれてしまったという思いもありますけども、説明の中では検察官の内容は比較的理解できたかなと。弁護士の方がちょっと表現的にあまり理解できていないかなという、イメージ的にそんな感じがします。内容的には

自分で考えていたようなイメージだったかなということで、最初入っていったとき だけちょっとああ、こういうもんかということで圧倒されたぐらいで、あとは内容 的にはみんな比較的自分としてはわかりやすかったかなというイメージです。

司会者

続けて、証拠調べということで証人等から話を聞くとか、書面の朗読とか、いろいろな写真を見せられたりということもあったかと思います。そういうところで何かわかりやすかった、わかりにくかったとかいろいろあると思いますが、これもまた事件ごとに少しお聞きしていきたいと思っております。

まず、三つの事件をやられたような形になる4番さん、5番さんの方では一応事件ごとの区切りをつけて順番に証拠調べをやっていくというような方法がとられたんですけれども、それについてはいかがだったでしょうか。

4番

それは本当によくわかりやすくて、やった順番でやっていただいて、ああ、こういう順番でだんだん重くなっていったんだなとか、そういうところの感想はあります。わかりやすかったと思います。

5番

同じく事件に沿ってやっていただいて、非常にそこはわかりやすく、唯一被害者の方の傷の写真でしたか、女性の方だったですけれど、ああいうのを見ると、いいとか悪いとかじゃなくて、その人に対するかわいそうだなという感情移入というか、そういうのがちょっと強く自分では入ったような気がします。

4番

証人尋問のときに女性の方が泣いちゃって、そのときに1回止めて休憩入ったということありますよね。ああいうのもちょっとこっちがいたたまれなくなったことがありました。

司会者

そういう意味では、今被害者の方の証人尋問でという話がありましたけれども,

それは実際に聞いた方がよかったのか、いたたまれなくなるのは気持ちだから、別の代わりのものがあるんだったらそっちがいいとか、何かそういう感想とかはございますか。

4番

やっぱり本人の口から聞いたということはとても重要でよかったなと思います。 5番

同じです。3人の被害者の方のうちの一番被害が大きい方を聞いたんですけれど、 できれば残りの2人の方も聞きたかったような気がします。

司会者

それで、比較的短時間に終わっているのが自白事件ということで、1番さん、2番さんの事件などはそういう感じなんですけれども、何か印象に残っている証拠調べのところでここがわかりやすかった、わかりにくかったとかということございますか。2番さん、いかがでしょうか。

2番

まず一つは、先ほど冒頭で言ったように、傍聴席にかなり威圧感のある人達が揃っていて、証人が立っても証人がおびえて、私たち質問する側も逆にかわいそうになってしまって、一歩踏み込んで話ができなかったというのが一つちょっと残念かなというところと、あと証拠に関していろいろと見せてもらいましたけど、本当の重要になるキーマンがそのときの裁判でもう姿を消していたと、いわゆるちょっと反社会的な人達なんで、わかんないんですが、本来証人で立って証言していただきたい人がいなくて、違う人が来て、その証人も先ほど言ったようにちょっと後ろの威圧感によって、ただ淡々と話すだけで、そこら辺が私たち裁判員になった者としてはちょっと辛かったのかなというところが、1年ぐらい経ちますけど、まだいまだにその証人の顔は忘れられないです。結構若い人だったんで…。

司会者

証人の人が本当のことを言っているのかどうかと思いながらも聞きますしという

ところですし、また他にも聞きたい人がいたのに、その人は聞けなかったというところでちょっと難しいところだったということでしょうか。

2番

はい。

司会者

3番さんの事件は争われていたというのもありまして、非常に大勢の専門家の方々からも話を聞いたというところがありますけれども、話とかは理解できましたでしょうか。

3番

証人尋問については、まず検察側の証人尋問、この中で一番我々のグループで頭が痛かったのが難しい計算式を使って数値を出すと、これがなかなかちょっと理解に苦しむような数値であって、専門的な方がその数値を出しているので、間違いはないと思うんですけれど、ちょっとその点は素人の我々には理解しづらかったかなというのが1点ありました。

あと、被告人側の証人尋問ですか、これについては何人か被告人の友人に尋問があったんですが、本音を話していないだろうというようなことがやっぱりありました。証人尋問する冒頭に裁判長から本当のことを言わないと偽証罪に問われますよということは言われてはいるんですが、これは致し方ないかなと思う点もありますけど、その点がちょっと気になりました。

司会者

証人の方のお話が難しかったということですけれども、何か…。

3番

検察側の方のちょっと数字的なところが難しかったです。

司会者

こういうところを工夫すればわかりやすかったんじゃないかみたいなのがもしありましたら。

3番

いい点としては、パワーポイントを使って説明されている点は、かなりよくこれは説明されているなとは思いました。今後もパワーポイントをフルに利用して、見ている側がもっと理解しやすいようにやってもらえればいいんじゃないかとは思います。

司会者

あと、証人の方のお話をずっと朝から晩まで聞くというようなこともあったと思いますけど、疲れたりはされませんでしたか。

3番

やはり専門的な方の証言がかなり飛び出しますので、その点についてはかなり難 しいなと思いました。でも、これはやっぱり裁判をやる上では確たる証拠を出して いかなくちゃならないですから、これが裁判なんだなって自覚はして聞いていまし た。

司会者

なかなか速度を出す計算式とかというのは難しいということですよね。

3番

難しいです。

司会者

6番さん、7番さんは、お医者さんからその他のいろいろな証人からいろいろと 話をお聞きになっていたということですし、その辺のところで苦労されたところと か、こうやればよかったのにみたいなものはございましたか。

6番

担当した事件が凶器とか殺害現場というのが存在しない事件でしたので、まずお 医者さんの話から始まって、その病気がどういう病気か、何をしないと命に危険が あるのかというのを説明されて、まずそこを理解していないとこちらとしては何も 判断できないという状態だったので、お医者さんの説明はすごくわかりやすくて、 ああ、そういうことかというんですごく腑に落ちた部分があったので、よかったんですけれども、被告人の話がそもそも多分半分以上覚えていないんです。

話を聞いているとどんどんあさっての方向に行くといいますか、どうしよう、これという、裁判所全体どうするんだこれ、というような空気になったりとかもありました。あとは、御両親ですかね、被害者の方の証言もありましたけど、食い違ったりとかして、被告人がそれは違うなんて言ったりもして、結局本当のところはどこにあるんだろうなというのは後からじっくり考えて判断をしましたけれども、なかなか難しくなるんだなというところです。

司会者

証人の方の話を聞いている中では、なかなかちょっとわからないまま過ぎていく というところもあったんでしょうか。

6番

そうですね。かなり食い違う部分というのがあったので、これはこの人の証言を 信じようとか、そういうふうに判断していくのがなかなか難しかったですかね。

司会者

7番さんはどんな感想をお持ちでしょうか。

7番

証拠とかそういうものに関しては膨大な量のものがあって、Eメールのやりとりとか、そういうものが主で、これを一つ一つ追っていかなきゃいけないのかと思ったら、やっぱりそれはすごい大変で、そのやりとりを見ているだけだと検察の方も弁護側も本当に御苦労さまとしか思いようがない。自分たちも追うのが本当に大変で、そこで何かつかまなきゃいけないという気持ちはまずありました。

あと、もう一つとしては証拠を見ていく上で感じたことですが、被告人だけではなくて、やっぱりそれを受けてしまう側、だからこの場合は両親だったわけですけれど、いろいろ問題になるような下地があって、一つ一つ判決に向かって取捨選択していく上で何で被害者の子が死ななくちゃいけなかったのかと、何かやりきれな

い気持ちというか、被害者のお父さん、お母さんに対してやっぱりやりきれない気 持ちが残る事件だったと思いました。

司会者

8番さんの方は、今度は精神科のお医者さんのお話を聞いたりもしたと思うんですけれども、何かそこで印象に残っていることとか感想とかございますでしょうか。 8番

お医者さんの話ではそんなに、ある程度理解できたかなという記憶があります。 証拠写真の中でこの事件は殺人事件なんだか同意殺人事件になるのかというのが問 われる裁判だったんで、事件現場の内容がちょっとずぼらかなって…。要するに犯 人が歩いた経路とか、被害者が動いた経路というのがちょっと読み取りづらかった んです。

あとは、被告人が警察に連絡してくれと言った人だけが証人ということで来たんですけれども、それまでにそうなった原因を作っている状況もあるんで、その状況的に関わった人も証人としてできれば呼んで欲しかったなというのは強いイメージです。

司会者

証拠調べについての主だった感想をちょっとお聞きしましたけれども、特に付け加えて例えばこういうところがよかった、よくなかったとか、もしくはこれが全然わからなかったとか、何かそういう特徴的なところがもしございましたら、どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。質問していてもよくわからなかったとか、何かそういうものはございませんでしたか。質問している姿とか、何を聞いているんだろうとか、そういうのは大体わかりましたでしょうか。

4番

私どもがやったときには、車で送り迎えをしていた人がいたんです。その人は別件で逮捕されていたと思うんですけれど、その人の話を聞きたいねというような話はあったというふうに記憶しているんですけれども、そういうのがあればもっと何

かよかったかと思うんですが、それは証拠として出ていない、証人として出していないと話は聞けないんですよという裁判長からお話もいただいていたので、それは ちょっと残念だったなというイメージはあります。

司会者

最後の論告、弁論というところで検察官は求刑も含めて有罪、無罪、それからこんな刑が妥当だという意見を言う手続、それから弁護人はそれと違う刑が妥当だとか、無罪だとか、別の犯罪が成立するはずだというようなことを主張される手続があったかと思うんですけれども、そこで話していた内容がちゃんと理解できたのかとか、もしくは評議に役立ったのかという観点でちょっとお話をお聞きできればと思うんですけれども。

今度は、8番さんからお願いできますか。

8番

私は、印象的には検察官の説明は結構緩やかな流れで、説明は理解しやすかったですけれども、弁護士側はちょっと早口で、こっちで考える余裕というか、それがないぐらい、ただ説明をするというよりも文章を読んでいるという印象が強かったです。だから、そこら辺も弁護する側としてもやっぱりそういうところに心がけて訴えかけるような話し方をしてくれれば聞きやすいのではないかなという印象です。司会者

7番さんはどんな印象をお持ちでしょうか。

7番

弁護人の方のことを言えば、国選の方だったと思うんで、型どおりでやるだけで、特にそのまんま無罪一直線で進むんだろうなぐらいのつもりで最初はいたんですけれど、意外や意外、自分では十分過ぎるぐらい頑張っているなという印象があって、国選の方でもここまでやるんだ、そのときはこんなふうに自分の中で考えました。それがきっかけで裁判の公平性というんですかね、結果的にはどうにもならない

としても、でもきちんとやるべきことはやって、非常に公平性の上ではああ、ちゃ

んとやっているんだなと、本当にしっかり裁判というのをやって日本の司法という のは成り立っているんだなというふうに自分の中で確認しました。

司会者

何か最後の手続の場面に限って、例えば検察官がこういう点がちょっと気になったとか、弁護人が言っていることがわかったか、わからないかとか、そういう意味ではいかがでしたでしょうか。

7番

特にないんですけれど、唯一一つ気になった点というのは、検察官の方がずっと 手を腰に当てて話をしているんです。自分の中で正直思ったのは、何か選民意識が あるのかなと。要するに検察の方、何か上から目線というんじゃないですけれど、 お前を裁いているんだという意識があってそういう態度で話をしているのかなと。 そうでなくてもそういうふうに勘違いさせられるような態度をとるのはどうかなと、 そのときには思いました。

司会者

むしろ話の内容よりもそちらの姿勢というか、態度が。

7番

そうです。そっちの方しか逆に覚えていないという感じです。

司会者

では、6番さんはどんな印象をお持ちでしょうか。

6番

言おうとしていたことを7番さんに言われてしまったんで。書類はわかりやすくて、話していることも手続どおりに進んではいるんでしょうけど、やっぱりこの態度はよくないなとは思います。

弁護士の方も最初パワーポイントを使ったりとかというのがあるんですけれども、 パワーポイントで出したものそのままをコピーして渡されていたんで、コピーの方 には補足の説明が更にあったらわかりやすくてよかったのかなと思いました。

司会者

パワーポイントとは違う部分を口頭で言っている部分があるんだったら, そこも ちゃんと記入したものをもらいたかったという感じですか。

6番

はい。最初に使うのはいいんですけれど、手元に来るものが同じだとちょっと印象がよくなかったです。正直、更に補足の説明や何かがないのかなというのは感じました。

司会者

5番さんはいかがでしょうか。

5番

検察官の論告,懲役10年を求刑する理由,それから弁護人の減刑を求める理由, それを一通り最初から最後まで聞くことによって,ああ,こういうことを言ってい るんだなというのが,初めてのもちろん経験ですけれど,よくわかりました。

司会者

同じように4番さんはどうでしたでしょうか。

4番

先ほど5番さんが言ったとおり書類もあって、それを使っていたと私は覚えておるんですけれども、さっきからずっと資料、資料ばっかり言っているのもおかしい話ですけれども、やっぱり私どもは素人で、全て初めてやるものですから、手元に何かあるとありがたいかなというような、全部が全部資料作れという話じゃないですけれども、箇条書きでも何でもいいかと思いますが、そういうのもあれば何でも参考になるのかなというようなイメージがあります。

司会者

ありがとうございます。3番さんはどんな印象をお持ちでしょうか。

3番

我々の担当した事件は、やっぱり数字で示していかないと人を納得させる力とい

うのは出てきませんので、検察側も数字でどんどん説明して攻めてきまして、検察側の論告についてはよく説明されているなとは自分では感じました。弁護側の弁論については、ちょっと腰が弱いかなと、そういう印象を受けました。ただ文章をずっと並べているぐらいで、やっぱり肝心な数字というのがあまり出てきていませんでしたので、ちょっと説得力に欠けるかなという、そういう点は感じました。

司会者

その辺のところは、また後で他の方からも質問があると思います。では、2番さん、いかがでしょうか。

2番

基本的に皆さんと違って、先ほどからずっと冒頭で言っているようにそういう人なんで、もうこうだということで、検察側の説明も、確か女性の方だったと思うんですが、ちょっと早口で聞き取れなかったんです。確かに資料は読んで納得はできるんですが、非常に聞き取りにくかったのかなというところと、やはり7番さんとか6番さんが言ったように何か上から目線で、そういう世界の人なんだから、このぐらいは仕方ないよねというような、偏見ではないんですが、そういう印象を持たせるような感じが私の中では検察側の印象としては持っていて、弁護側は、やはり下を向いてただ作文を読んでいるように何かもごもご、もごもご言っていて、何か弁護をする気がないようなイメージがあって、非常にちょっと、逆に言えばこういう裁判って裁判員制度の中で本当に必要なのかというところと、私どもも初めて関わっているというか、専門用語とか飛んできても、出された証拠の中からだけで、刑を決めていく難しさというものが非常に印象的に残ったのかなというところがあります。

司会者

ありがとうございます。1番さんはどんな印象をお持ちでしょうか。

1番

やっぱり検察官の女性だったんですけれど、ちょっと早口で、内容がちょっと、

わかりやすかったんですけれど、ちょっと早かったかなって…。

あと,弁護士さんなんですけれど,やっぱり何回も罪を犯している人だったから, こういうふうになってもお前はしようがないよという感じで,弁護をしているとい う感じじゃなかったんです。お前はこういうことをしたんだから,仕方ないよとい う,罪を犯したことは悪いんだけど,弁護をしているという感じじゃなかったこと を覚えています。

司会者

あと、評議の秘密はありますけれども、評議の進め方とか、何かそういうところで気になった点とかもしございましたら話をお伺いしたいと思います。まず、皆さん十分意見とか話し合いはできたというふうな感想はお持ちでしょうか。ちょっと違うという方がいらっしゃったら発言をお願いしたいところではありますが、皆さん、十分お話しされましたでしょうか。

6番

言いたいことは言えたかなという感じです。

4番

最初みんな、言葉は悪いですけれど、牽制し合うような感じもやっぱりあるんです。最初に言った言葉で全部それが進んでしまうんじゃないかとかという怖さとか。 裁判官の方々にはもうちょっと最初のころに番号でどんどん聞いてもらった方がいいのかなというようなイメージがあったんです。私も仕事上そういうことで会議の中でやらなくちゃいけないときもあるんですが、最初って意見が出づらいので、無理やりでも出させるためにも誰か何番さん、何番さん、どうですか、どうですかと言ってどんどん盛り上げてあげればよかったなと…。

今回の場合ちょっとみんな最初のうちは、私も言いたいけど、どうなんだろうとかというのはやっぱりあったので、そこら辺はもうちょっとリーダーシップをとってやっていただければありがたかったなというところです。

司会者

ありがとうございます。他に、今のような感想でもいいので、ございませんでしょうか。ちょっと時間の関係もありますので、せっかくですので、来ていただいている裁判官、検察官、弁護士の方々から何か質問があれば。検察官、どうぞ。

検察官

現在私が担当している裁判体の取り扱いとして血が見える写真とか、血が付いた 凶器の現物というのは証拠として採用しないという方針がとられておりまして、そ の関係でイラストを作成するという、二次的なものを作って報告書にするという取 り扱いを行っていますが、皆様のお気持ちとしてそれは一次的な写真や現物を見た いということになるのか、それともイラストの方でいいんじゃないですかという感 じになるのかというのは、どちらの考え方に近いのかということについてお聞かせ いただければと考えております。

司会者

どうでしょうか。

2番

私は、若いころに、警察で本来よく学校で交通安全教育ということでビデオを流して、こういうときはこうなりますよというのがあると思うんですが、その他に生々しい手の折れたものとか、目が飛び出ているものとか、そういうものを見たんです。それを見たときにショックを受けまして、やはり自分としては生々しい写真よりかはイラストの方が、逆に人間なんで、どうしても判断するときに冷静に判断できなくなっちゃうような気がするんです。ましてや自分はそういう体験を若いころにしたんで、非常にそういう部分では、今回、私たちの事件のときの裁判にはなかったんですが、そういうところは配慮してもらった方がいいのかな。特に私たちのところは女性が多かったんですよね。

1番

女性が多かったですね。

2番

だから、特に女性が先ほど違う班の人らのところで泣いた人もいるということも 言われていましたんで、できればイラストの方がより冷静に判断できるのかなとは 思いますけど。

司会者

他にどなたか。7番さん、どうぞ。

7番

ちょっと全然違う話なんですけれど、パブロ・ピカソという画家がいるかと思うんですけれど、あの人の絵で「ゲルニカ」という絵があるの御存じだと思うんです。 あれはスペインの内戦の戦いの様子を表していて、非常にむごたらしいところを描いたやつなんです。本当だったら写実的に描かれた方が本当は効果的にはなるはずじゃないですか。これだけの人が殺されて、これだけの人が虐殺されてとか、いろいろそういうふうにやった方が効果的なのかなと思うんですけれど、ピカソが何であそこで写実的じゃなくて抽象的な描き方をしたかというと、ピカソは別にそれを訴えたかったわけじゃないんですよね。彼としては反戦とか、戦争というのはこういうことだから、自分たちは起こしちゃいけない、残酷な写真とかそういうものを見せることによって判断するところがずれると思うんです。

だから、どうしてもこれをやった犯人憎しになるし、だから極刑を与えるべきだという方向にやっぱりどうしても、自分たちはアマチュアですから、そういうことをする人達というのは極刑に処すべきだというふうになりがち。でも、本当は罪ということを真っ正面から見据えるんだったら写実的にやる必要はなくて、逆にオブラートに包んで事件の概要を伝えた方がむしろ正面を捉えることがあるんじゃないかなと自分は思います。

司会者

他の方で何か御意見ございますか。反対の意見でも構いませんが。

6番

ちょっと前提になることで質問なんですけれど、例えばイラストだとしたら用意

するのにはどれぐらいの期間かかるんですか。

検察官

公判前に公判前整理手続というのがあるんですけれど、大体そのときにこれはイラストにすれば採用される必要がある証拠だというものについては、こちらの検察庁の事務官の方で、写真をなぞったものを作成してそれを作るというパターンと、もともと警察署の方で図面とかについては作成してきてくれるというパターンがあるんです。時間的にはものすごくかかるというわけではないです。数にもよりますが。ただ、やっぱりイラストなので、写真そのものよりも精度は落ちます。

6番

かかる期間が短いのであれば、裁判によっての選択制というのもありなのかなというふうに思うんです。ニュースなんかで生々しい写真を見て裁判員の方が卒倒してしまったとかいうのもあるので、あまりショッキングなものは見せない方がいいのかもしれないんですけれども、そういう写真を見て判断したいという人もいると思うので、最初に裁判員が選ばれて、集まったときに同意書といいますか、何といいますか、そういうものを見ても平気かどうかというのをフィルタリングですかね、してもいいのかな、なんていうのは思います。

司会者

そこは、いろいろなやり方があると思いますので…。弁護士から何かございますか。

弁護士

1点だけなんですけれども、検察官は弁論、また冒頭陳述等で資料としてA3、 1枚またはA4、1枚という形でやっていらっしゃると思うんですが、弁護側の方 で実際にどのような資料が配られたか、またその資料、例えば本当に、先ほどおっ しゃっていましたけれど、箇条書きのようなものから読んだ内容をそのまま渡す人 もいるかもしれないんですけれども、実際に資料を渡されて使いやすかった、また ほとんどこれは役に立たなかったとかいうようなことを教えていただければという ふうに思います。

司会者

1番さん、2番さんの方は、紙はお渡しになっていないんですかね。

2番

もらっていないです。

司会者

弁論のところは箇条書きで書いてあるものを読み上げたというような感じだと思います。3番さんのところは、弁護人の方もA4、1枚のきれいな紙で冒頭陳述をされて、そして弁論の方は、これは紙としては、紙をそのまま。

3番

A4の1枚紙。

司会者

1 枚紙になるんですかね。A 4 の 1 枚紙をお渡ししているという形だと思います。 そういうところで、3 番さんの方で何かそういう弁護人から出たものについて。

3番

見る限りでは、内容的にもちょっと羅列されていますので、わかることはわかります、これで。ただ、検察側の方がかなり長い文書も付け加えていますので、それからするとちょっと見劣りはするかなとは思いますけど、見栄えの問題ではなくて、中身の問題だと思いますので、私が担当したところでは別に問題はないのではないかとは思います。

弁護士

すみません。文書はあった方がよろしいという感じなんですか,今のお話ですと...。

3番

この資料を見ながら弁護人の方で説明はしてくれていますので,文書はなくても 大丈夫だと思うんですけれど,どこまでそれと照らし合わせて説明されるかという ところがポイントではないかと思うんです。

付け加えれば、我々が担当したところの弁護人さんはちょっと声が小さくて、聞き取れないというのが裁判員の方から数名上がっていましたので、マイクは使っているんですが、入ってこないと、そういうのもありましたので、大きな声でされるとよろしいかとは思います。

司会者

あと、4番さん、5番さんの方はお渡ししましたかね、していないですかね。

4番

ないです。

5番

もらっていないです。

司会者

口頭でだけという形にしていると思います。 A 4 の 1 枚物は用意されていなかったと…。

7番

自分たちがやったのは10ページにわたる非常に長大なものだったんですけれど、 自分たちはアマチュアなんで、これだけ書かれても、実際わかんないという部分が あるんです。自分がこの事件を担当された弁護人、あくまで自分の意見ですけれど、 非常によくやってくれているなというふうに自分は考えていましたんで、声が小さ いとか態度が悪いとか、そういった意見というのはないです。

だけど、やっぱり文章でこれだけの量のものをぽんと出されて、これが弁護ですというふうに言われても、自分たちやっぱり困っちゃうんですね。結局何が言いたいのか、この被告人に対して何を寛大に措置してもらいたいかという、そういう一番大事なとこが絞り切れないんです、これでは。だから、その点がちょっと引っかかったかなと自分なんかは思います。

司会者

何か6番さんの方で付け加えることがありましたら。

6番

おっしゃったとおりなんですけれども、10ページぐらいあるんですけれども、 事件の性質上仕方ない部分もあるんですけれど、非常にふわふわしたというか、言った、言わないの話の被告人側に有利な方をとっているというような文章なんです。 仕方ない部分というのは確かにあるんですけれども、もうちょっと3ページぐらいでも、箇条書きとかでもいいんで、ぱぱっとやった方が素人にはわかりやすいのかなという印象です。

司会者

8番さんの方は、一応ペーパーは渡している感じですかね。パワーポイントのメ モみたいなものがありましたけれども。

8番

そんな枚数も多いわけでもないし、文字そのものも大きいんで、内容的には私はこれでいいと思います。あった方がいいのか、ない方がいいのかと問われれば、あった方がいいです。やっぱりみんな素人なんで、言っていることが全部記入できるかというと、もう半分もできないと思います、あそこで。というと、やっぱり土台があったところに付け加えるような感じにした方が内容的には理解できると私は思います。

司会者

佐藤裁判官の方で何かございますか。

裁判官

大変貴重な御意見をありがとうございました。

前々から考えていたんですけれども、今話題になっている冒頭陳述とか弁論の要旨など、これを法廷で皆さんに検察官なり弁護人なりが配ると思うんですけれども、私が考えていたのは、実は、それをなしにしようかなと思っていまして。というのは、紙にするとどうしても検察官なり弁護人が口で言いながら文字を追うんですね。

やる方は、文字で追ってもらえると思って、いろいろ盛り込んでくるんです。かえってわかりづらくなっている面があるのかなと思ったりもしまして、だから思い切ってもうペーパーなしにして、口頭で皆さんにもわかりやすい、ポイントに絞った形で冒頭陳述とか弁論をやってもらうと。もちろん後でペーパーは配布するというようなやり方も一つありかなと思っていたんですけれども、今日の御意見を伺うと、やっぱりあった方がいいという御意見の方が多かったので、ちょっとここは検察官と弁護人と相談しながらやってみたいと思いますが、本当に今日は貴重な意見どうもありがとうございました。

司会者

では、時間も押してきて申し訳ないんですけれども、マスコミの方で何か御質問とかございますでしょうか。

下野新聞

本日はどうもありがとうございます。ちょっと1点質問なんですけれども,裁判員を経験する前と経験した後,法に対する捉え方って何か変化ってありましたか。 司会者

では、7番さん。

7番

沖縄のあるところで左翼系の人とちょっと話をすることがあって、基地の反対運動をやっている人が拘束されて、何か半年間不当に勾留されているというふうな、そういう何か事件か何かがあるらしいんですけれど、それを聞いたときに、自分はやっぱり裁判員に入ってやったときに、どういう経緯でそういう刑が決められているかとか、どういう形で公平性が担保されているかというのを自分の目で見ていますから、やっぱりそういうふうな意見が出たときに、やっぱり自分は胸張って、いや、それは違うと思うよってやっぱり言うことはできましたよね。そういうことがあったときに、いや、日本の司法というのはきちんとしていると思うよと胸張って言えるようには自分の中ではなったと思います。

司会者

他にどなたかございませんか。では、4番さん、お願いします。

4番

一応裁判員やりたくてやった4番なんですけれど、一応私も下野新聞とらせてもらっているんですが、新聞の見方が大分変わってきましたよね。今までは、さらっと、ああ、こんな事件があるんだとか、あとはやっぱり事件が起きたときに、これって裁判員裁判になるのかなとか、また裁判員裁判というふうな項目で記事が出されているときもありますので、それは確実に読むようになったりとか、やっぱり自分で意識は上がっていったのかなというふうに思います。

2番

私は逆で、裁判員になって損をしたなと思います。それは、周りがまだ裁判員制度に対して認識が薄いせいもあって、私の会社でも、私が裁判員になりました、私は自信を持って、今話されたように、公平な裁判を行っているということを言いたいんですが、もう頭ごなしに、守秘義務だよとか、それは言わなくてもいいよとか、今日も実は有休を使うときに、地裁に行きますと書いたんです。そしたら、上司から、これはまずいから、私用で有休とって行ってきてくださいと言われるぐらいに、まだまだ裁判員ということに対しては何か、なることによって、何か違う意味で注目をされちゃうんで、あまり私自身はよくない状態です。

ちゃんと話せばわかってもらえるんですが、なかなかそういう話す機会がないのと、最近、裁判員制度のPRというか、広告というか、世間一般的にだんだん無くなってきているんで、なかなか会社側がついてこないんで、どうしても会社の人達が変な目で見られちゃう。裁判員になったことによって、ああ、あの人裁判員になったからねとか、何か、陰口じゃないんですが、うちの場合はそういう風習があって、何か逆にちょっと自分はそういうつもりでなったわけではなく、義務として、きちんとやっているつもりが、逆に何かマイナスになっていて、非常にそこら辺がこの裁判員制度の難しさもあるのかな。

逆に、やったことによって、今度被害者じゃなくて、加害者の方からの関係とか、 そういうのも含めて、あの人裁判員やっているからとかというふうな目で見られる のかもしれないんですが、そういうところでうちの会社は結構、封印されていると 言ったらいいんですかね。若干ちょっとそこら辺は、4番の方とは違って、私自身 は得しているんですが、総合的に見ると、やはりそういうところがまだまだ薄いの かな。

そういうことをPRすると、逆にちょっとって言われているまだ時代なのかなというところがあるんで、そういうところを何かいい形で、私一人じゃできないんで、やはりマスコミの方とか、やはりここにおられる専門職の人達で何とかそこら辺を盛り上げてもらわないと。

今,これネットで調べてきたんですが、裁判員になってよかったという人は少ないんです。ということは、あとの人は、なって損しているのかなという印象がやはりあって、そういうのは、今インターネットの時代なんで、うちの会社もインターネットでいろいろ調べたりするんで、そういうところからきているところもあるかもしれないんですが、そういうところを変えてもらわないと、まだまだちょっと、はがきが来るだけでも、逆にみんなに驚かれるとともに、裁判員になるともっと何かすごい人になるか、ちょっと近寄りがたくなるかという2択になっているところが多くて、非常にちょっと今はなかなかちょっと自信を持って裁判員になって、こういうことをやって、大変だった、よかったという自分の経験を言えないというのが現状で、そこら辺を何とか改善していただければなと、今感じています。

司会者

他に御質問とかございますか。

毎日新聞

先ほど7番さんのお話の中で、裁判が終わった後に、もう名前も知らないまま、 連絡先も知らないまま、他の裁判員の方と離れてしまうというお話もあったんです けれども、実際になかなか難しい評議を経て、話し合っていた中で、きっと裁判員 さんの中で、もっと、あのときこうだったよねとか、あのときのことを、どこか胸 にたまっているものを話したりしたいところもあるのかなと勝手に感じたんですが、 他の裁判員さんとそういう連絡がとれないという形について、経験者の方はどう感 じていらっしゃいますでしょうか。

7番

自分個人のことを言うと、自分の個人の人生観とか、そういうところにも関わる話なんで、自分の場合は、逆にそれでよかったかなと思っています。自分は、あの場で、これで、自分たちの付き合いはこれでなしねというところは、自分は潔くて、それでよかったと思っている、期せずして6番さんと一緒になりましたけど。でも、自分はそれでよかったと思っていますけど、ただ他の人はどう考えているかに関しては、自分はちょっとわかりかねます。

6番

確かに、今日7番さんと再会できてうれしかったし、あのときの話をできて楽しかったというのもありますけど、でもやっぱり、連絡をとろうと思えば、別れる前に名刺交換でもして、できるんですけれど、それをするのもちょっと野暮だなというのもありまして、あとは1番さん、2番さんなんかは、そもそも匿名なのは個人を守るためじゃないですか。1番さん、2番さんの事件なんか、個人情報なんか絶対知られたくないですもんね。匿名性というのはやっぱり維持されて、その中でも、連絡をとりたければ誰も止める人はいないんで、そう言ったらやりとりはすればいいと思いますけど、個人的な意見としては、聞くのはちょっと野暮だから、やめておこうというのはありました。

3番

今の質問についてなんですけれど、やっぱり個人情報というのが絡んできますから、無理に教えてくれということはできないですね。我々のグループは、最初も言ってありますけど、和気あいあいで意気投合していましたので、最終日に全員で集まって、連絡先を交換しました。その中で一人幹事さんを決めて、食事会でもあと

やろうということで、もう1年経ってしまったんですけれど、私に連絡なかったということは、他の人はやったのかどうか、私には連絡ないんですけれど、今度私の方から連絡はしてみますけどね。やはり連絡先を交換するに当たって、個人情報ですから、差し支えなければ教えてくださいということで、お互いの同意で連絡先を交換しましたので、そういうのであればやってもいいんじゃないかと思いますけど。やはり皆さん一緒に何日間もやった仲間ですので、また会いたいというのが本音でした。

毎日新聞

実際このような意見交換会の場というのは、今お話ししてみて、いかがでしたか。 他の方のお話を伺って、例えば6番さんなんかですと、どうですか、今回他の方の 話を伺って、ああ、この人はこう感じていたんだ、そういうのがわかって、こうい う事件もあるんだなという…。

6番

僕と7番さんの担当したものというのは…。

毎日新聞

私も傍聴させていただいて、非常に特殊な事件だったとは感じているんですけれ ども…。

6番

かなり特殊な方で、時間も長かったですし。逆に、4日間、5日間で終わっている事件というのは全然知らないんで、全部新鮮な気持ちで聞くことができたかなと 思います。

毎日新聞

1,2番さんの方は、暴力団関係の事件で、なかなか感想を言うような機会もなかなかないと思うんですが、他の方のお話を伺って、どのように感じられましたか。

2番

簡単に言えば, 先ほど言ったように, 言いたいことはいっぱいあるんですが, 事

件が事件なだけに、多分女性も多かったんで、そういう話し合いができない。裁判 の中ではきちんと話し合いはできても、その後、仲よくとは、そうできないかな。 逆に、話したければ、先ほど言ったように、逆にお願いしたいぐらいなんですよ。 マスコミさんとか、そういう方々がもっと裁判員制度のあり方とか、そういうもの をもっと具体的にわかりやすくなったから、こうなんだよという、何かもっとイメ ージがアップするようなと言ったらおかしいんですかね。じゃないと、なかなかこ ういう意見交換しても,なかなかその事件によっては交換できない,我々の事件は なかなか、先ほど言ったように、証人の人も若い男の人で、震えながら証言してい るんです。その中でうちらは質問しなくちゃならないという、何か逆にそこら辺が 戸惑うところもあって、やはりそういうところを加味してもらわないと、なかなか 前に進めないのかな。逆に、皆さんと全然担当しているものが違い過ぎて、今でも 怖いぐらいです。先ほど1番さんが冒頭陳述のところで言ったように、隣にもしか するといるかもしれないという状態の中、今そういうものが出てきている、銃を持 った犯罪が増えているじゃないですか。そういうところを考えると、非常に何か, 一番多分この事件の中では短期間だったんですが、逆にその短期間だったゆえに、 怖さもあります。なんで、そこら辺を加味してもらえれば、もっと自分たちの意見 が言いやすいようになれるのかな…。

1番

やっぱり私も女性だったこともあって、暴力団の人がたくさん来ていたんですね。 暴力団同士の事件だったもんですから。やっぱり帰るときも、私はちょっと遠くて、 遠かったから、安心はしていたんですけれど、でも帰る途中何回も振り返ったりし て、足音に震えたりしたこともあったんで、扱った事件が暴力団関係者だと、暴力 団の人って、この人暴力団だよって言われないとわからなくて、隣にいるかもしれ ないんですね。だから、被告人の知り合いがもしかしたら私の近くにいたかもしれ ないんで、やっぱり裁判員になったときに、暴力団関係事件だったときに、やっぱ り怖かったです。1週間か1か月間ぐらい、もしかしたら被告人の知り合いが近く にいたらどうしようって、私もピストルを持っちゃいけないよとか、そういう話はさせていただいたんですけれど、暴力団の人が、被告人の知り合いがずらっといたんで、その知り合いが近くにいるんじゃないかと、本当に歩きながら振り返ったことがあります。

司会者

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

3番

あと、要望とかは構わないですか。

司会者

どうぞ。

3番

昼食は、我々500円のお弁当をとったんですが、皆さんから出た意見が、お昼 代ぐらい出してもらえないかなと。それは、予算的にもいろいろあるんでしょうけ ど、国民の代表で来ているんだから、お昼代ぐらいは出してくれてもいいんじゃな いかなというのは…。

1番

コンビニがあった方がいいなとか思った。コンビニがあったら便利だなって。

3番

今後そういう予算がとれるんであれば、今後はお弁当代出してやった方がいいん じゃないかとは思います。

司会者

最後に皆様の方から、これから裁判員になられる方に向けてのメッセージといいますか、そういうものがもしありましたらお話しいただければと思います。1番さんから順番にお願いいたします。

1番

社会見学だと思うんです。せっかくみんなで集まったんだから、事件のことも重

要なんですけれど、命の尊さだとか、そういうことを話し合う場であってもいいかなとも思いました。

司会者

2番さん, どうでしょうか。

2番

裁判員という名前ですか、裁判員制度という名前が逆に、来たときに不安なんで、もう少し裁判員というのがどういうものかというものをPRしてもらわないと、多分、先ほど言ったように、自分が勤めている会社はそれなりにちょっと大きな会社なんですが、大きい会社ほどそういう、隠蔽じゃないですけれど、変な意味での隠蔽をしたがる人達が上層部に多くて、なかなかもう一歩踏み出して話ができないというところが悩むところなんで、やはりそういうところをうまくやってもらえれば…。不安は不安なんですが。あとは、やっぱりなったからには、先ほど他の方が言っていた、人の人生を当然素人でも関係して決めているわけですから、やっぱり真剣になって取り組むために、裁判員になった心得、心構えじゃないですが、そういうところをやっぱり前に持っておかないと、いきなりぼんと来て、抽選で選ばれました、はい、冒頭陳述、始まります、はい、裁判スタートですと言われても、事件によっては違うとは思うんですが、やっぱり非常にそこら辺が難しいところで、素人の方からしてみれば、そこら辺を逆に先にわかりやすく情報を流していただけた方が、選ばれた人も安心してできるのかなと思いました。

司会者

3番さん、今後の裁判員の方に向けて何かあれば。

3番

裁判員に選任された方というのはもう素人ばかりなので、初めての経験で、頭の中が真っ白で、自分たちは一体何をすればいいのかなというのが本音だと思うんです。今回初めて参加させていただきまして、裁判長、裁判官の方からその都度説明がありましたので、これだったらば何とかいけそうだなという雰囲気にはなってき

ました。あと、法廷に入って、誰が質問するかということも、何番さん、法廷に入ったら、じゃ質問お願いしますというようなことも決めておきましたので、戸惑いなく、その順番が回ってきたときに質問もできたと。ですから、やっぱり裁判長、裁判官の方が親切丁寧に教えてやってくれれば、裁判員になった方も心配しないでいけるんじゃないかと思います。これは、ずっと継続して行っていただきたいと思います。

それと、やっぱり中にはしゃべらないというか、自分から積極的に話ができないという人もいると思うんです。そういうのは、やっぱり裁判官の方が、何番さんと全部回るように振ってあげて、我々のときはもう全部しゃべるようにしてもらいましたので、黙っている方も、話ししづらい方も全員意見を述べたという、やっぱりせっかく来ているんですから、誰もが意見を出さないと意味がないですから、それは今後も継続してもらいたいと思います。

やはり裁判員になられた方の不安を払拭していくことがこれからの裁判員制度の 課題ではないかと思います。その点は、先ほど2番さんも新聞社の方に言っていま したけど、マスコミ、メディアを通して、そういう少し気持ちが和らいで、裁判員 制度に臨めるというような持っていき方、そういうのをマスコミ、メディアを通し て何とかうまく裁判所と連携をとりながら持っていければ、やっぱりもっと意味の 深い裁判員制度が成り立つんではないかなとは思います。

司会者

4番さん,ございますでしょうか。

4番

選ばれるのはなかなかないので,選ばれた方は絶対に不安は払拭はできませんが, 参加すれば絶対に自分の糧になると思うので,絶対参加した方がいいですよという メッセージを残したいです。

司会者

5番さん、お願いします。

5番

裁判とは、人が人を裁くということはどういうことなのかというのを勉強させていただいて、それは貴重な経験になったと思います。そのための環境作りとして、朝も我々を職員の方が出迎えに来てくださったり、本当にいろいろな良い環境を作っていただきましたし、自分は勝手に緊張はしちゃったんですが、これからなる方については是非積極的に参加をしていただきたいと思います。最後に一つだけ、冒頭陳述の前に是非1回法廷というのを見せていただいた方がいいかなと思います。司会者

このときは、ご覧になっていませんでしたっけ、大体1回は見せていると思うんですけれど…。わかりました、では、6番さん、お願いできますか。

6番

裁判員に選ばれるというのは、最初に候補者に選ばれることがあって、その後でこの部屋に呼ばれて、その後更に抽選でというんで、一生やることがない方の方が多いものですので、貴重な経験になるかなと思います。会社で働いている方なんか、なかなか会社で未だに制度が定まっていないところがほとんどで、うちの会社もなかったんですけれど、何とか特別休暇ということで、有休も使わずに、消費せずに来ることができましたんで、なかなか会社によっては休みがとれない場合もあるでしょうけれども、何とかそこら辺はもう、立法の話になっちゃうから、ここで言ってもしようがないんですけれども、かなり貴重な経験にはなりますので、我々来る側は素人ですけれども、裁判官の方や職員さんも、ここの職員さんなんかもプロですので、きっちりフォローしてくれますので、安心して挑んでくださいということであります。

司会者

7番さん、お願いいたします。

7番

一番最初に、所々に薄暗がりがあって、それがどうも理解できなかったという話

をして、最後に判決が出たときに、その薄暗がりが全部見えてくるようになるんですけれど、本を1冊読んで終わったみたいな、そんな感じなんですけれど、そのときに最終的に自分の中で何が残ったかというと、やっぱり人間ということを何か、その3週間の間で、深く思い出すきっかけになったというのかな。普段では絶対に考えられないようなことをやっぱり考えるきっかけになった。例えば今回の場合だと、親と子の関係であるとか、全く全然違う他人というのは何を考えているのかとか、いろいろそういうことを深く思い出すきっかけになったと思います。

自分が候補者の方に言うとすると、いろいろ問題はあります。さっきの1、2番さんのように暴力団が絡んだやつだと、なかなかやっぱり自分みたいな視点には立てないよなというふうな意見はあるんですけれど、ただやっぱり個人的にはそういう経験があるんで、絶対になった方が自分はいいと思っています。やっぱり皆さんに、日本国民全員にやってもらうべきものだと思っています。

あと、もう1点言えるのは、さっきも言いましたけど、日本の司法の公平性をやっぱり見てもらいたい。こういうふうな流れでみんな苦労して判決を決めているんだよということをやっぱり体験して、あっ、だから日本の司法というのはこういう形なんだな、すごく公平な形で決められているんだなというプロセスを見てもらうためにも、絶対日本国民になってもらうべきだと自分は考えています。

司会者

では、8番さん、お願いいたします。

8番

私は、ちらっと先ほども言いましたけど、最初は軽い気持ちでやったんですけれども、5日間やった中でやっぱり得るものが大きかったということが一番だと思うんで、これからやる人には是非できるだけ都合をつけて参加していただきたいということですよね。

それで、そうはいってもやっぱりいろいろな人から出ておりますが、私の場合は 会社がたまたま理解があったんで、何も言われないで出てこられたんですけれども、 それが1週間,2週間,3週間になってくると、やっぱり会社の方も影響が起きるわけですね。だから、やっぱりそういう周りの方も、私が来たときにもだんだん下がっているというような、裁判員制度の参加者が下がっている、低くなりつつあるというような話もちょっと伺ったんですけれども、そういう面からしても、我々じゃなくて、やっぱり周りから、会社関係もそうですし、先ほど言っていたメディア関係もそうですけれども、やっぱりそういうところからPRしていかないと、自分は出たくても出ていけないという状況が今後も多くなるんじゃないかなと思いますんで、是非、私からの要望ですけれども、そういう方も少し力を入れていただければなって。

裁判員制度が始まった頃はいろいろあちこちでPRしていたんですけれども、やっぱりそれがマンネリ化しちゃうというか、ずっと続けば続くほど、それだけに集中されちゃうということで、やっぱり入ってくる人は初心者ばっかり入ってくるわけなんで、やっぱりそういう周りの気配りがないと、参加したくても参加できないというものが、今後も大きく影響すると思うので、そこら辺も少し考えていただきたいな。そうすれば参加者も自ずと増えてくるのかな、個人的な意見ですけれども。先ほども言いましたように、やっぱり一生に1度体験できるかできないかなんで、選ばれたらやっぱり得るものは大きいと思いますんで、参加して欲しいということです。

司会者

ありがとうございます。では最後に、主催者から御挨拶をさせていただきます。 主催者

本日は、皆様本当にお忙しい中、またいろいろと会社等の方も大変な中で、都合をつけて御参加いただき、また大変貴重な御意見やお話を伺いまして、本当に皆様ありがとうございました。本日皆様からお伺いした御意見は、今後の裁判員裁判の運営に是非役立てていきたいと考えております。裁判所として、本日承った御要望等も含めて、最大限努力してまいりたいと考えております。本日は、本当にありが

とうございました。

司会者

本日は本当にありがとうございました。これをもちまして意見交換会は終了した いと思います。長時間ありがとうございました。

以上